

5 貸与の期間	被災学生の貸与の期間は、昭和41年4月から次に掲げる終期までとする。
ア 高校被災学生にあっては、大学の正規の修業年限の終期	イ 大学被災学生にあっては、それぞれの大学の正規の修業年限の終期
6 燃料資金の返還	燃料資金は、無利子とし、貸与期間した月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内に、年賦又は半年賦で返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めたときは、返還免除、返還猶予等の方法が考慮される。
7 出願の手続	ア 被災学生を志願する者は、鳥取県被災被災学生願書に次の書類を添付して在学高等学校長又は出身高等学校長に提出すること。
	(ア) 市町村長の証明した家族の所得の状況を記載した書類 1部 (イ) 在学証明書(大学に在学する者に限る。)及び成績証明書(大学第1年次に在学する者を除く。) 1部
	ア の鳥取県被災被災学生願書に連署する連帯保証人は、2人とし、うち1人は本人が未成年者である場合は、その保護者(親権を行なう者又は後見人をいう。)、成年者である場合は父母兄姉又はこれに代わる者でなければならない。
8 出願及び選考の時期	
ア 出願期日	
	昭和41年4月1日(金)から
	昭和41年4月20日(水)まで

毎週火曜日及び金曜日行
毎週火曜日及び金曜日行
毎週火曜日及び金曜日行
毎週火曜日及び金曜日行
毎週火曜日及び金曜日行
毎週火曜日及び金曜日行

四 次	
△ 拙 ピー 被災者一般疾病医療機関の指定	
△ 公安委員会 道路交通法による聴聞の実施	
△ 正誤 昭和四十一年三月十五日付け鳥取県告示第百二十七号中 訂正	
出願期日	昭和41年4月1日(金)から
示	昭和41年4月20日(水)まで

1 鳥取県公安委員会告示第十三号 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第四百四条第一項の規定に基づいて、以下のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。 昭和四十一年三月二十一日	鳥取県公安委員会告示第十三号 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第四百四条第一項の規定に基づいて、以下のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。 昭和四十一年三月二十一日
1 鳥取県公安委員会告示第十三号 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第四百四条第一項の規定に基づいて、以下のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。 昭和四十一年三月二十一日	1 鳥取県公安委員会告示第十三号 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第四百四条第一項の規定に基づいて、以下のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。 昭和四十一年三月二十一日
1 鳥取県公安委員会告示第十三号 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第四百四条第一項の規定に基づいて、以下のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。 昭和四十一年三月二十一日	1 鳥取県公安委員会告示第十三号 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第四百四条第一項の規定に基づいて、以下のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。 昭和四十一年三月二十一日
1 鳥取県公安委員会告示第十三号 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第四百四条第一項の規定に基づいて、以下のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。 昭和四十一年三月二十一日	1 鳥取県公安委員会告示第十三号 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第四百四条第一項の規定に基づいて、以下のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。 昭和四十一年三月二十一日
1 鳥取県公安委員会告示第十三号 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第四百四条第一項の規定に基づいて、以下のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。 昭和四十一年三月二十一日	1 鳥取県公安委員会告示第十三号 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第四百四条第一項の規定に基づいて、以下のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。 昭和四十一年三月二十一日

4 選考期日

第1次選考(書類)昭和41年4月下旬

第2次選考(面接)昭和41年4月下旬

(第2次選考は、高校被災学生として第1次選考合格者について行なう。)

5 その他

この制度についての問合せ又は連絡は、在学(出身)高等学校又は県教育委員会事務局指導課に行なうこと。

1 選考期日

第1次選考(書類)昭和41年4月下旬

第2次選考(面接)昭和41年4月下旬

(第2次選考は、高校被災学生として第1次選考合格者について行なう。)

12 境港市渡町二三九二	自動車等運転者 正項 福雄	昭和四十一年三月二十二日
13 境港市松ヶ枝町四五	自動車等運転者 下池 和紀	一 聽聞の期日及び場所
14 日野郡溝口町在三四六	自動車等運転者 砂口 弱	昭和四十一年四月六日 午後一時から
15 日野郡日野町門谷五八〇	自動車等運転者 松本 善正	米子市桃町 米子警察署

鳥取県公安委員会告示第十四号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

正

誤

昭和四十一年三月十五日付け鳥取県告示第百二十七号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁

誤

西伯郡大山町大字羽田井字萩原千八百四十五番地先

西伯郡中山町大字羽田井字萩原千八百四十五番地先

1 米子市祇園町二丁目一二三	尚仁 植	鳥取県公安委員会委員長 井上善一
2 米子市万能町六五	山重義植	二 聽聞当事者の住所及び氏名
3 境港市栄町一四二	松本	1 聽聞の期日及び場所

正

鳥取県公報

目次

◇告示

健康保険法による保険医療機関の指定

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出の受理

道路の位置の指定

毎週火曜日及び
金曜日発行(当日起き
日がと日
當る翌日)

規定期によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年三月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

療養取扱機関名 所 在 地 法第三十七条第五項の規定により申

し出た都道府県名 中出の受理年月日

松田医院 倉吉市新町二丁目 岡山県 昭和四十一年二月十五日

伊藤内科医院 米子市上福原一五 全国都道府県 四十年十二月二十日

中出の受理年月日

松田医院 倉吉市新町二丁目 岡山県 昭和四十一年二月十五日

伊藤内科医院 米子市上福原一五 全国都道府県 四十年十二月二十日

中出の受理年月日

中出の受理年月日

中出の受理年月日

中出の受理年月日

中出の受理年月日

中出の受理年月日

中出の受理年月日

鳥取県告示第百三十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年三月十七日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係方面は、鳥取県土木部建築課において検査に供する。

昭和四十一年三月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

申請人の住所 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長

及び氏名

米子市花園町一三〇番二

丁目一五二番

山本因俊

米子市花園町一三〇番二

一〇一番一

一一〇三番一

一三〇番三地先水路

延長 八六・四メートル

鳥取県告示第百三十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第五項の